

# 市民経済委員会会議録

平成21年 2月25日(水)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:25

委員長

おはようございます。ただ今から市民経済委員会を開会いたします。

「議案第5号 平成20年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

産学振興課長

今回の補正予算は、鯉田工業団地造成事業におきまして、産炭地域活性化基金助成金3億円の交付申請が採択されたこと、並びに、工事費の契約実績及び年度割り額変更によるものでございます。

補正予算書の31頁をお願いいたします。

第1条におきまして、歳入歳出それぞれ3億1,229万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7億4,445万6千円とするものでございます。その内容につきましては、後ほど事項別明細書により説明いたします。

次に、第2条におきまして、既定の債務負担行為の変更を、また、第3条におきまして、既定の地方債の変更を行うものでございます。

33ページの上段をお願いいたします。債務負担行為補正につきましては、鯉田工業団地造成工事の契約実績に基づき造成工事の年度割り額を変更することに伴い、平成21年度の限度額を10億8万4千円にするものでございます。

次に、下段の地方債補正につきましては、産炭地域活性化基金助成金の活用と工事費の年度割り額の減額に伴い、起債の限度額を3億4,200万円(活性化基金 3億円と年度割額 3億1,229万5千円で 6億1,230万円)とするものでございます。

35頁をお願いいたします。歳出から説明いたします。

1款、鯉田工業団地造成事業費は、造成工事費の本年度の年度割り額が5億4,205万7千円となりますことから、3億1,229万5千円減額するものでございます。(前金払い額5億円と部分払い金額4,205万7千円。854,352千円 - 542,057千円 = 312,295千円)

次に歳入をご説明いたします。

3款、雑入は、産炭地域活性化基金助成金3億円を計上いたしております。

4款、工業用地造成事業債は、産炭地域活性化基金助成金の活用と工事費の年度割り額の減額に伴い、6億1,230万円の減額をいたしております。

1款、一般会計繰入金では、収支のバランスを調整するため5千円を増額しております。

委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありますか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。

「議案第5号 平成20年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計補正予算(第3号)」については、原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「請願第7号 飯塚市中心商店街空洞化を憂い行政の尽力を求める請願」を議題といたします。

執行部より本件について報告したい旨の申し出がっておりますので、これをお受けします。

執行部の報告を求めます。

商工観光課長

先の市民経済委員会後に、債権者の一人である三洋信販債権回収株式会社福岡支社を訪問いたしましたので、その協議内容を報告させていただきます。

まず、旧ダイマルを購入する動きの有無につきまして確認を行いましたところ、以前売却に向かって話が進んだことがあるが、結果的には白紙になり、その後購入の動きは全くございませんとの話でした。

次に、旧ダイマルに対する債権回収会社の管理責任についてお聞きしましたが、債権者といえども所有権者の許可無く建物の中に立ち入ることができないことや管理することはできないとの話でした。なお、このことにつきましては顧問弁護士にも確認をしたところ、そのとおりであるとの回答を受けております。

次に、市が物件の購入をすることは出来ないが、市に対して帰属するような例えば債権放棄は出来ないかということに対しては、三洋信販債権回収株式会社としては、抵当権登記の手続費用に係る実費等を負担していただければ、抵当権の抹消は可能であるとの回答でありましたが、外資系の抵当権者がおり、同様な手続ができるかどうかはわからないので、外資系法人から委託を受けていた法人に対し問合せをしてみましようとのことでした。後日、三洋信販債権回収会社から外資系の債権会社は法人を解散しているとの連絡があり、現在調査中でございます。

次に、飯塚市の管理責任について、顧問弁護士に相談をいたしました。建物の崩落等で被害が発生しても被害者は訴える所が無い。また、市としても手を出す法的な理由が無く、また、市が責任を問われることは無いとの回答を受けました。

委員長

説明が終わりまりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

今の説明の中で1つ2つ腑に落ちないところがあったんですけど、まず1つ目は外資系の話が今ありましたよね。この部分については、ちょっと僕耳が悪いので聞き漏らしたかも分からないけど、調査が分からないというふうな形になったんですか。まずそれから聞いてみますけど。

商工観光課長

先ほど申しましたように、三洋信販債権回収会社のほうから、当時外資系法人から委託を受けていた法人がございまして、そこに問い合わせをしていただいたところ、先ほど言いましたように、外資系の債権会社は法人を解散しているとの連絡がございましたので、この事実関係も含めまして現在どういうふうな調査ができるか等につきまして、現在行っているところでございます。

岡部委員

その外資系の会社が債権を放棄するというじゃないわけですね。解散すると、解散した。その場合どうなるんですか。それはまだ分からないわけ。ぜひ調査していただきたいと思うんですけど。それともう1つ、基本的にこれはこの場所に限らず出てくると思うんですけど、民

民としてね、物権に対応する場合は行政がその場に入ることにはできないということは私も十分承知をしているわけですね。ただその行政区内においてですね、例えばその地域が特定地域である、色々な目的のために使われているとか、そういう特定地域であるとかいうふうな場合に、その建設を阻害しているとかそういった場合にはどういうふうになるわけですかね。これがあるためにとか、これが邪魔してとかいうふうな形になったときは。

商工観光課長

例えば道路建設とかいうものの中にそういうものがございましたら、道路収用法とか色々な法律に基づいてされるかと思えますけど、一建物がその地域の中で色々な阻害があっているということにつきましては、市としては対応ができないのではないかと考えております。

岡部委員

例えば道路なんかは収用法にかけるとかいう形の中で私もその実例を知ってますのでね、理解できるんですけど、商業地域の振興なんかの場合は例えば具体的に言いますと、今度の焼け跡がありますよね、本町のね。あの焼け跡の中でもうすでにんでバラバラと言ったらおかしいんですけど、かつてあった通路側に建物建てて、両サイドはベニヤで張ってあるとかね色々な形になってるんですね。これはもう飯塚の財産的に見ますとね、ある意味では飯塚市のほうが将来指針をきちんと定めてあげて、そういうふうに立ち上げたらどうですかとか何とかっていう指導とかですね、そういったものがあつたほうがいいんじゃないかなと思うんですね。私はそういうものがあつてますかということをお聞きすると、そういうものはないと。だから右に建てようと左に建てようと私の勝手ってというような形の建物の建ち方があるんですけど。少なくともこの中心商店街の振興についてはそれなりに飯塚市も、今でこそ学園都市とか言ってますけど私が議員になった時は確か商都飯塚っていうような表現でやられていたわけですけどね、それなりにアーケード街も整備されてるし、できてると思うんですね。こういったものがあつた火事で焼けたりあるいは倒産して抜けたりとかいうふうな形になったときに、よく分からないのはあなたがたの答弁で行きますと、これは住民だから手の下しようがないという形に、たったそれだけで終わるものなのかなと。逆にこの域内の商業振興上なんらかの措置が取れるのではないかなというふうに私は思うんですけど、いかがですか。

商工観光課長

飯塚市の商店市街地の中心、大丸商店がございますので、この取り扱い等につきましては顧問弁護士のほうにも相談しましたし、市としても検討しておりますけど、例えば大きな市の開発の中でその大丸が位置付けられてるということでありましたら、その中で対応というのはできるかと思えますけども、大丸だけどうこうというのはできないかと思っております。それで現在中心市街地の活性化について市として検討を行っているところでございまして、ただ、まだ方向性等が定まっていない状況でございまして、現時点での対応というのは難しいのではないかとこのように考えております。

岡部委員

一番最初に聞いていた債権者の問題についてもまだはっきり判明していないということでもありますよね。しかし現実にあそこに建物が建っていて、崩落の問題やあるいはアスベストの問題というのが現実の問題として出てきているわけですね。だからあなた方の言い分で行きますと、あのまま置いておきますといつの日か当然あなた達は行政区内で起きた物件ですので、その責任は取らなきゃいけないと、債権者は分からないというんですから、という問題が出てくるわけですよ。ということであるならば、私としてはこれはもうお願いになるんですけど、ぜひ債権者のかたを探し出していただいて、その外資系のほうは解散しているのであれば、その手前のほうの日系の保険屋さんがありましたよね、ファンドが。そういったところときちんと話をしていただいてね、あるいは債権放棄するなり、何らかの形で方向性を示していただく

努力まではする義務があるんじゃないかなというふうに私は思うわけですよ。そして市街地の空洞化というのを請願にも載っているように、阻止していくという責任が行政側にもあるんじゃないかなというふうに私は思いますので、そのところをきちんと理解したうえで、この問題についての対応がまだ不十分なものがあればきちんとしていただきたいと。これはお願いしておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( 他になし )

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 19

再 開 11 : 00

委員長

委員会を再開します。ほかに質疑はありませんか。

岡部委員

始まってから何点かお尋ねしたんですけどね。この問題については、単に債権者が放棄している物権とか、あるいは焼け跡の物件とかいう問題じゃなくて、やっぱり地域内の、行政区内の、それも旧市街地の問題ですので、行政としてもどういうふうな形でやるかということは、今後もぜひ住民の方、あるいは被災者の方と話をしていっていただきたいし、大丸の物件にしても、これはもうアスベストの問題、あるいは崩落の問題というのは、もう間もなく始まるわけですよ。それを、じゃあ誰が責任持つのか。当然、債権者がはっきりしてなければ行政的な責任というふうな形になるわけで、きちんとした調査をやっていただいて、その上で地元の方に、話し合いをやりなさい、あるいは間に入る、そういった形で解決する。もしくは、今、この行政区内がほとんど空洞化されておりますけど、こういったものの活性化あるいは振興について、基本的な考えに触る部分があるので、そっちのほうで考えるなら考えるとか、いろんな考え方があろうかと思しますので、ただ単に、今回請願が出されたから、それを採択するのかしないのかという問題としてとらえるのではなくて、先のことを考えて受け止めていただきたい。これは要望しておきます。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。採決いたします。「請願第7号 飯塚市中心商店街空洞化を憂い行政の尽力を求める請願」について、採択することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

( 挙 手 )

賛成少数。よって、本件は不採択とすべきものと決定いたしました。

おはかりいたします。執行部から案件に記載の4件について、報告したい旨の申し出がっておりますが、報告を受けることにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「情報提供サービスセンターへの企業誘致について」の報告を求めます。

## 企業誘致推進室長

情報提供サービスセンターへの企業誘致につきまして、ご報告をさせていただきます。

この度飯塚リサーチパーク第7区画の情報提供サービスセンターへのCROSSSEED（クロシード）株式会社が事業所を移転することになりまして、賃貸契約の締結を行ないました。

この企業は市内飯塚工業団地でバイオサイエンス商品の製造を行なっておりまして、抗体マスクの生産による業務拡大に伴い、設備及び雇用の拡充を図るため、情報提供サービスセンターへの移転を行なうものであります。

お手元に配付いたしております会社概要等の資料に基づきまして、若干の補足説明をさせていただきます。まず、クロシード株式会社と表紙に書かれました会社概要の資料をご覧ください。1枚開けていただきますと、クロシード株式会社の会社概要が掲載されております。先ほどご説明いたしましたように、この会社は平成15年の7月1日に設立されまして、糟屋郡の須恵町のほうで事業展開をされておりました。その後平成19年の10月に糟屋郡須恵町のほうから現在の飯塚工業団地のほうへ移転されております。現在飯塚工業団地ではメヂサ新薬の奥にございます王子タックの工場の2階の一部を借りられまして、操業をされております。

今回先ほど申しましたように、抗体マスクの受注拡大に伴いまして、その生産の拡充を図るため情報提供サービスセンターへの移転を図られたということでございます。

資本金につきましては3,500万円、従業員数45名と記載されておりますが、今回の移転に伴いまして、現在雇っております従業員は20名に減ります。そして移転と同時に新規雇用を30名予定されているところでございます。

2枚目、3枚目以降に主な製造品目等の掲載がされておりますが、製造の事業内容の主なものにつきましては、食品中の微生物をモニタリングするシステムの販売であるとか、バイオマスクの製造、生分解シートの製造などが主なものでございます。そのうち特にバイオマスクの製造に現在事業展開を主にされておりました、そのパンフレットにも別添で付けておりますパンフレットにあります3種類のマスクを現在製造、販売されているところであります。平成18年から20年に科学技術振興機構のベンチャー支援補助金なるものを2億円受けられまして、京都大学の塚本教授を中心とするグループがダチョウの卵を使いました新型インフルエンザの抗体の開発に成功されました。この技術開発によりまして今までニワトリの卵やウサギで抗体を作っていたそうですけども、それが一挙に大量生産が可能になったということでございます。ちなみに、ニワトリの卵1個からは100枚の抗体フィルターしかできませんが、今回このダチョウの卵で製造することにより、それが8万枚製造が可能になったということで、いわゆる、前に置いておりますけども、こうした使い捨てで、なおかつ新型インフルエンザをブロックするのみならず、不活性化、中和すると申しますが、そうした感染を防ぐこともできるマスクが廉価で製造できることになったということで、全国的に注目を浴びておりました、今企業の備蓄ならびに自治体の備蓄、それから個人の注文等で年間1千万枚を製造するに至っていると。今回のこの工場移転に伴いまして、この生産能力を一挙に4倍から5倍の、4千万枚から5千万枚に拡充したいというふうに社長はおっしゃっておられます。

この企業さんにつきましてはバイオサイエンス分野に特化したしまして、各分野の大手企業との共同企画化も進めております。販売につきましては大手化粧品メーカーとOEM契約、相手先ブランドでの製造を行なっておりまして、その他にこれは実は資生堂さんであります、その他に警備会社のセコムともOEM契約を結びまして、相手先ブランドでマスクを製造販売するというふうな販売ルート、それから医療販売メーカーさんとも販路についてはすでに確立できております。それと別個に電通九州という企業とも事業の企画からマーケティング、広告宣伝対応、販売支援などにつきまして、基本契約を締結されておりました、こうした業界の大手企業さんとも共同歩調を取りながら、この抗体マスクの販売を今後展開されていくというふ

うに、非常に今後期待の持てる企業さんということになっております。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

岡部委員

聞き漏らしたかもしれませんので、確認のために。今回のこの工場の移転ですかね、この形態というのは賃貸になるの、それとも購入になるの。

企業誘致推進室長

今回の企業さんとは賃貸契約を締結いたしております。

岡部委員

参考までに、だいたい年額どれくらい入ってくるんですか。

企業誘致推進室長

月額約120万円、年額1千4百数十万円を予定いたしております。

委員長

他に質疑はありませんか。

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「飯塚市学童農業体験について」の報告を求めます。

農林課長

飯塚市学童農業体験についてご報告させていただきます。お手元に配付させていただいております、平成20年度飯塚市学童農業体験一覧表をごらんいただきたいと思います。地産地消・食育推進の観点から、菰田小学校、若菜小学校、幸袋小学校、目尾小学校の4校において、学童農業体験を行ないましたので、その概況を報告させていただきます。

実施主体は飯塚市、福岡嘉穂農業協同組合で構成しました飯塚市学童農業体験推進協議会です。

農業体験の取り組みは飯塚農林事務所農政課、飯塚地域農業改良普及センターの協力のもと、5月下旬から6月初旬にかけて児童の事前学習、6月中旬の田植え、9月下旬から10月初旬にかけて稲刈りを実施いたしました。その後授業調整ができなかった幸袋小学校を除きます3校で収穫祭を実施いたしております。

以上の農作業などを体験することによりまして、農業の大切さや収穫の喜びを学ぶことにより、地産地消や食育の推進を図っているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「第8回「筑前飯塚・大豆de節分まつり」について」の報告を求めます。

農林課長

第8回「筑前飯塚・大豆de節分まつり」についてご報告させていただきます。

地産地消の一環としまして、筑前飯塚・大豆de節分まつりを去る2月1日日曜日でございます。イイツカコスモスコモン イベント広場で開催しましたので、その概要を法億いたします。

実施主体は飯塚市、飯塚市農業委員会、福岡嘉穂農業協同組合、筑豊農業共済組合、大豆生産組合、飯塚市認定農業者協議会、およびイイツカふれあい市で構成されました実行委員会でございます。

当日は晴天のなか約1700人ほどお集まりいただきまして、公募で参加募集しました年男、年女の方々、来賓ならびに関係者が豆まき、厄払いを行なうとともに、地元で生産された大豆

を使った豆腐の無料配布や、地元産農産物を廉価で販売し、地産地消に努めたところがございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に「請負業者の会社更生手続開始の申立てについて」の報告を求めます。

契約課長

請負業者の会社更生手続開始の申立てについて、口頭ではございますが、ご報告をいたします。

既にご存知かとは思いますが、昨年10月20日に契約をいたしました「鯉田工業団地造成(2工区)工事」の請負業者である「あおみ・坡平・清水特定建設工事共同企業体」の構成員であります「あおみ建設株式会社」が会社更生手続開始の申立てを行ったものであります。

この申立ての経緯につきましては、過年度に受注した海外建設事業の採算の大幅な悪化や、取引先である分譲マンション業者である「ニチモ株式会社」が平成21年2月13日に民事再生手続開始の申立てを行ったため、建設工事債権等約33億円が取立て不能となり、資金調達の目途が立たなくなったものであります。このことから、平成21年2月19日に東京地方裁判所に会社更生手続開始の申立てを行い、同日受理されまして、同裁判所より保全命令等が発せられているところでございます。

2月20日に「あおみ建設株式会社九州支店」の亀山支店長から、今回の件について事情説明を受けたところでありますが、この更生手続については、現在の経営陣が再建計画を立てることができる手法をとっていることから、早期に更生手続開始の決定がなされるものと考えているとのことでありました。

本市の対応といたしましては、今回の会社更生法に基づく手続は再建、いわゆる再生型でもあることから現契約は履行するというのが前提となっており、また顧問弁護士の見解も会社更生法の趣旨からして、現契約は継続しているということでもございましたので、現段階においては今後の推移を見守りたいと考えているところでございます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

道祖委員

結論から言うと、この工業団地造成に支障はあるのかないのか。これをきちんと答えてください。

契約課長

工業団地の造成につきましては、現段階において更生の手続に入っておりますけれども、継続しておりますので、来年の3月31日までの工事についてはそのまま履行するというので、私どもとしては完成するというふうな考えは持っておるところでございます。

道祖委員

会社更生法が適用にならなかった場合は支障が出てくるのか出てこないのか。

契約課長

例えば今会社更生法の手続ということでございますが、これが将来的に途中から破産といたしますが清算のような形になり得れば、当然そういったところの問題が出てくるかも分かりませんが、現時点ではこちらからの契約解除ということが発注者側からの契約解除というのでできませんので、今の段階では完成するというところでは考えております。

道祖委員

確認しますけれど、間違いなく、要は保証人やいろいろな保証する会社やら立てているでしょ、当然、工事するにあたっては、この会社がいなくなっても、なくなったとしても、工業団地造成には間違いなく完成するというふうに理解していいんですね。現段階ではとかいう話じゃないの。工業団地を完成せないけんの。いろいろな支障があったとしても、それに間違いのないような手続をきちんとやっていかなきゃいけないの。だから心配ないのか心配あるのか。あなたの答弁によると、現時点では完成すると思いますとか、そういう話じゃないのよ。支障なく完成させますというふうに言ってもらわないと、ああそうですか、じゃあ安心して最後になったら安心できませんでした、ごめんなさいじゃ済まないでしょ。遺漏のないようにするのが行政でしょ。そこをはっきりしてください。

総務部長

先週報告があったばかりでございまして、現段階では情報収集に努めております。質問者が言われますことについては懸念されるところでございまして、そういうことのないように、私どもも情報収集に努めまして、精一杯努力したいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

森山委員

ちょっと確認させていただきます。その業者は名前は何でしたっけ。あおみさんは結局ゼネコン、それとも地元の業者。

契約課長

市外業者でございます。

森山委員

市外というゼネコンさんのほうかな。そうしたらこの契約は確かゼネコン入れてやらなきゃいけないという形の鯰田の工事だったと思います。これが地元の業者さんで小さいところだったらいいんだけど、おもとのゼネコンさんがそういう状況になったときに、話を戻しますけど、この鯰田の工業団地についてはゼネコンがいないと保証的なものできないということで、この工事にうつったというふうに私は認識させていただいております。そのゼネコンさんが最初道祖委員から指摘がありましたけども、その形でなったときに本当にできるんですか。できるんだったらゼネコン入れなくてもやれたということにならないんですか。この件について詳しくはないんですけども、ちょっと心配なので聞かせていただきます。

契約課長

先ほども申し上げましたけども、19日にそういった会社更生法の手続ということでなされておまして、私どもも、先ほど部長が申しましたように、情報収集等やってあるわけですけども、一般的に会社更生法の手続、許可といいますか、認められれば、そのまま工事、事業そのものは継続していくということになりますので、今私が申し上げられるところでは、工事そのものは完成するというお答えでございます。

森山委員

分かります。それしか言いようがないけども、例えばゼネコンさんがつぶれたならば、じゃあ誰かそれに責任持てるような企業が入ってくるの、入ってこないの。

総務部長

質問者のご心配でございまして、現段階では再建に向けて会社のほうが努力されているという状況でございますので、そういった状況を踏まえながら今後について検討させていただきたいと。再建に向けて努力されているという状況の中で、見守りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

森山委員

将来的にやろうと思うということだけど、現時点ではっきりいうと厳しいんでしょ、実情。

いつも僕が言いたいのは、それが分かっているなら早め早めに、こういうことの報告は分かっていますよ。しかし早め早めに手を打っているんですかと。今まで何度もそうでしょう。押し詰まって報告したときには何もかも出来上がった後。しかし現時点でそういう形だったら、もう2月19日にそうなってからばたばたしている。他の何かいろいろ考えているんですか。それとも何もなく決定できるまで待っておかないといけないわけ。

総務部長

再建に向けて努力しております。契約課長が申しましたとおり、再建がなされるという見込みの中で、私どもとしましては対応いたしたいというふうに考えております。債務の圧縮、こういった中で再建を目指されておまして、過去の例からしましても再建、手続中については工事継続という例でございますので、そういった中で検討させていただきたい。私どもだけではございませんで、国の工事、県の工事等々、多数受注しておられますので、そういったところとも状況把握に努めながら、対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

森山委員

大変答弁しにくいということも分かりますけども、問題がこういう形の中でのこの鯉田工業団地の造成になっているんで、ここまで来るまでにいろいろ大変だったと思います。我々もそうだったし。だからそのこのところの事故が起こらないような形で、後でまたあーだこーだとならないような形でできるようやっていただきたいし、またそうでないと大変だろうと思っておりますので、よろしくお願い致します。

委員長

( 他になし )

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、市民経済委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。